

○国土交通省令第十九号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び船員法（昭和二十二年法律第百号）を実施するため、船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

国土交通大臣 金子 恭之

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものである当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十九条 船舶所有者は、前条の届出をしようとするときは、次の書類を提示して、雇入契約が成立又は終了した場合にあつては第六号書式による届出書を、雇入契約を変更又は更新した場合にあつては第八号書式による届出書を提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法第五十条第四項ただし書に規定する書面（船員手帳により船員の勤務に関する事項を確認することができる場合を除く。）</p> <p>四 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>第二十一条 船舶所有者は、雇入契約の成立等の届出をする場合において、船員が地方運輸局等の事務所のない港で下船したことその他のやむを得ない事由があるときは、第十九条第一項の規定にかかわらず、船員手帳及び法第五十条第四項ただし書に規定する書面を提示することを要しない。</p> <p>② 船長は、船舶所有者が、船員が下船する際に雇入契約の終了の届出をすることができないときは、当該船員の受有する船員手帳の該当欄又は法第五十条第四項ただし書に規定する書面にその事由を記載しておかなければならない。</p> <p>(船員の勤務に関する事項を記載した書面の交付等)</p> <p>第二十七条の二 法第五十条第四項ただし書に規定する書面の様式は、第十一号の二書式とする。ただし、当該様式に掲げる事項を記載することができる別の様式を使用することができる。</p> <p>2 法第五十条第四項ただし書の規定による書面の交付については、船員について雇入契約の成立等があつたときは、遅滞なくこれを行うものとする。</p>	<p>第十九条 船舶所有者は、前条の届出をしようとするときは、次の書類を提示して、雇入契約が成立又は終了した場合にあつては第六号書式による届出書を、雇入契約を変更又は更新した場合にあつては第八号書式による届出書を提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>第二十一条 雇入契約の成立等の届出をする場合において、船員が地方運輸局等の事務所のない港で下船したことその他のやむを得ない事由があるときは、第十九条第一項の規定にかかわらず、船員手帳を提示することを要しない。</p> <p>② 船長は、船員が下船する際に雇入契約の終了の届出をすることができないときは、当該船員の受有する船員手帳の該当欄にその事由を記載しておかなければならない。</p> <p>(船員手帳への記載)</p> <p>第二十七条の二 船長は、雇入契約の成立等があつたときは、遅滞なく、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を船員手帳に記載しなければならない。</p>

(船員手帳等記載事項の証明)

第三十九条 船員又は船員であつた者は、船員手帳又は法第五十条第四項ただし書に規定する書面に記載されている事項であつて、雇入契約の成立等の届出又は第二十四条第一項の規定による証明を受けたものについて地方運輸局長の証明を申請することができる。

② 前項の証明を申請しようとする者は、地方運輸局の事務所において次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して第十六号の二書式による申請書を提出しなければならない。

一 船員手帳に記載されている事項のみの証明を申請する場合 船員手帳

二 法第五十条第四項ただし書に規定する書面に記載されている事項の証明を申請する場合(船員手帳の記載事項の証明を併せて申請する場合を含む。) 船員手帳及び当該書面

(年少船員の認証)

第五十七条の二十 船舶所有者は、法第八十五条第三項の認証を受けようとするときは、当該船員の雇入契約の成立の届出の際、船員手帳の該当欄又は法第五十条第四項ただし書に規定する書面に年齢十八年に達する年月日を朱書し、これを地方運輸局長等に提示しなければならない。

(就業規則等の掲示等)

第七十五条 法百十三条第一項の規定により船内及びその他の事業場内に掲示し、又は備え置かなければならない就業規則は、法第九十七条の規定により届出されたものでなければならない。

② (略)

(航海当直部員の乗組みに関する基準)

第七十七条 船舶所有者は、甲板部又は機関部の航海当直部員として部

(船員手帳記載事項の証明)

第三十九条 船員又は船員であつた者は、船員手帳に記載されている事項であつて、雇入契約の成立等の届出又は第二十四条第一項の規定による証明を受けたものについて地方運輸局長の証明を申請することができる。

② 前項の証明を申請しようとする者は、地方運輸局の事務所において船員手帳を提示して第十六号の二書式による申請書を提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(年少船員の認証)

第五十七条の二十 船舶所有者は、法第八十五条第三項の認証を受けようとするときは、当該船員の雇入契約の成立の届出の際、船員手帳の該当欄に年齢十八年に達する年月日を朱書し、これを地方運輸局長等に提示しなければならない。

(就業規則等の掲示等)

第七十五条 法百十三条第一項の規定により船内及びその他の事業場内に掲示し、又は備え置かなければならない就業規則は、所轄地方運輸局長の届出受理証明のある有効なものでなければならない。

② (略)

(航海当直部員の乗組みに関する基準)

第七十七条 船舶所有者は、甲板部又は機関部の航海当直部員として部

員を乗り組ませようとする場合には、それぞれ甲板部航海当直部員又は機関部航海当直部員の資格の認定を受けている者を乗り組ませなければならぬ。

第七十七条の二 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条の二第二項から第五項までに規定する基準に適合する船舶に乗り組む甲板部及び機関部の両部の航海当直をすべき職務を有する部員又は乗組み基準外運航士（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表第一第三号の表（一）の表から四の表までに定める運航士に加えて乗り組む運航士（一号職務）又は運航士（二号職務）（同令別表第一第三号の表（一）の表備考4の運航士（一号職務）又は運航士（二号職務）をいう。）であつて、それぞれ甲板部又は機関部の部員が行うべき作業に相当する作業を併せ行う者（以下「部員」として部員を乗り組ませようとする場合には、次に掲げる航海当直部員の乗組みに関する基準に従わなければならない。）

一 甲種甲板・機関部航海当直部員又は乙種甲板・機関部航海当直部員の資格の認定を受けている者を乗り組ませること。

二 部員の過半数は甲種甲板・機関部航海当直部員の資格の認定を受けている者とする事。

（航海当直部員の認定等）
第七十七条の二の三（略）

② 前項の認定を申請しようとする者は、第二十二号書式による申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しななければならない。

- 一 船員手帳
- 二 認定を受けようとする資格に係る第八号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類

員を乗り組ませようとする場合には、それぞれ甲板部航海当直部員又は機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませなければならない。

第七十七条の二 船舶所有者は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条の二第二項から第五項までに規定する基準に適合する船舶に乗り組む甲板部及び機関部の両部の航海当直をすべき職務を有する部員又は乗組み基準外運航士（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表第一第三号の表（一）の表から四の表までに定める運航士に加えて乗り組む運航士（一号職務）又は運航士（二号職務）（同令別表第一第三号の表（一）の表備考4の運航士（一号職務）又は運航士（二号職務）をいう。）であつて、それぞれ甲板部又は機関部の部員が行うべき作業に相当する作業を併せ行う者（以下「部員」として部員を乗り組ませようとする場合には、次に掲げる航海当直部員の乗組みに関する基準に従わなければならない。）

一 甲種甲板・機関部航海当直部員又は乙種甲板・機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませること。

二 部員の過半数は甲種甲板・機関部航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けている者とする事。

（航海当直部員の認定等）
第七十七条の二の三（略）

② 前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳及び認定を受けようとする資格に係る第八号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類を提示して、第二十二号書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

- （新設）
- （新設）

三 申請の前六月以内に撮影した自己の写真（単独、無帽、かつ、

正面のもの。以下「自己の写真」という。）（航海当直部員適任証書の交付を受けようとする者に限る。）

③ 法第一百七十七条の二第二項の規定による証印の様式は第二十二号の二書式、航海当直部員適任証書の様式は第二十二号の二の二書式による。

④ 航海当直部員適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、若しくはその写真が本人であることを認め難くなつた場合又はこれを失い、若しくは毀損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、第二十二号の二の三書式による申請書に船員手帳及び自己の写真を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

（危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準）

第七十七条の四 船舶所有者は、前条第一項のタンカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定を受けている者を選び組ませなければならない。

（表 略）

2 船舶所有者は、前条第二項の液化天然ガス等燃料船には、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定を受けている者を選び組ませなければならない。

（表 略）

（危険物等取扱責任者の認定等）

第七十七条の六 地方運輸局の事務所の長は、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（第

（新設）

③ 法第一百七十七条の二第二項の規定による証印の様式は、第二十二号の二書式による。

（新設）

（危険物等取扱責任者の乗組みに関する基準）

第七十七条の四 船舶所有者は、前条第一項のタンカーには、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を選び組ませなければならない。

（表 略）

2 船舶所有者は、前条第二項の液化天然ガス等燃料船には、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を選び組ませなければならない。

（表 略）

（危険物等取扱責任者の認定等）

第七十七条の六 地方運輸局の事務所の長は、第九号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（第

七十七条の十一及び第七十八条の二の五において「船員条約」という。
（）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書（次項第二号及び第七十七条の七第一項において「締約国危険物等取扱責任者資格証明書」という。）を
受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第七十七条の三第二項の規定による認定を行う。

② 前項の認定を申請しようとする者は、第二十二号の三書式による申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

一 船員手帳

二 認定を受けようとする資格に係る第九号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類又は締約国危険物等取扱責任者資格証明書及び前項の国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類

三 自己の写真（危険物等取扱責任者適任証書の交付を受けようとする者に限る。）

③ (略)
④ 法第七十七条の三第二項の規定による証印の様式は第二十二号の四書式、危険物等取扱責任者適任証書の様式は第二十二号の四の二書式による。

⑤ 危険物等取扱責任者適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、又はこれを失い、若しくは毀損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、第二十二号の四の三書式による申請書に船員手帳及び自己の写真を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

(認定の有効期間等)

七十七条の十一及び第七十八条の二の五において「船員条約」という。
（）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書（次項及び第七十七条の七第一項において「締約国危険物等取扱責任者資格証明書」という。）を
受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第七十七条の三第二項の規定による認定を行う。

② 前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳並びに認定を受けようとする資格に係る第九号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類又は締約国危険物等取扱責任者資格証明書及び前項の国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類を提示して、第二十二号の三書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

③ (略)
④ 法第七十七条の三第二項の規定による証印の様式は、第二十二号の四書式による。

(新設)

(認定の有効期間等)

第七十七条の七 (略)

② 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、第二十二号の五書式による申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができ。

一 船員手帳

二 第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類
三 自己の写真（危険物等取扱責任者適任証書の交付を受けている者に限る。）

③ 前二項の規定は、第七十七条の六第三項において準用する同条第一項の規定による第十号表の危険物等取扱責任者の認定について準用する。この場合において、前項第二号中「第四項各号」とあるのは、「第五項各号」と読み替えるものとする。

④～⑥ (略)

⑦ 地方運輸局の事務所の長は、第四項又は第五項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の認定がなお効力を有する旨の証印をし、又は新たに危険物等取扱責任者適任証書を交付する。

⑧ (略)

（特定海域運航責任者の乗組みに関する基準）

第七十七条の九 船舶所有者は、前条の特定海域を航行する船舶（以下「特定海域航行船舶」という。）には、次の表の上欄に掲げる特定海域の海水の状況（海水が存在しない場合を除く。）に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表の下欄に掲げ

第七十七条の七 (略)

② 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、船員手帳及び第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第二十二号の五書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができ。

（新設）

（新設）

（新設）

③ 前二項の規定は、第七十七条の六第三項において準用する同条第一項の規定による第十号表の危険物等取扱責任者の認定について準用する。

④～⑥ (略)

⑦ 地方運輸局の事務所の長は、第四項又は第五項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の認定がなお効力を有する旨の証印をする。

⑧ (略)

（特定海域運航責任者の乗組みに関する基準）

第七十七条の九 船舶所有者は、前条の特定海域を航行する船舶（以下「特定海域航行船舶」という。）には、次の表の上欄に掲げる特定海域の海水の状況（海水が存在しない場合を除く。）に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表の下欄に掲げ

る特定海域運航責任者の資格の認定を受けている者を選び組み合わせなければならぬ。ただし、国土交通大臣が定める基準に適合する場合にあつてはこの限りでない。

一 海水の密接度が十分の一未満である特定海域 二 一に掲げる特定海域以外の特定海域	特定海域航行船舶の船長及び甲板部の当直を行う職員	甲種特定海域運航責任者又は乙種特定海域運航責任者
	(略)	(略)
特定海域航行船舶の甲板部の当直を行う職員 (一等航海士及び運航士(四号職務)を除く)	甲種特定海域運航責任者又は乙種特定海域運航責任者	(略)

(特定海域運航責任者の認定等)

第七十七条の十一 地方運輸局の事務所の長は、第十五号表上欄に掲げる特定海域運航責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する船員条約の締約国が発給した条約に適合する海域の特性に応じた運航に関する資格証明書(次項第二号及び第七十七条の十二第一項において「締約国特定海域運航責任者資格証明書」という。)を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第百十七条の四第二項の規定による認定を行う。

② 前項の認定を申請しようとする者は、第二十二号の六書式による申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

る特定海域運航責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を選び組み合わせなければならぬ。ただし、国土交通大臣が定める基準に適合する場合にあつてはこの限りでない。

一 海水の密接度が十分の一未満である特定海域 二 一に掲げる特定海域以外の特定海域	特定海域航行船舶の船長及び甲板部の当直を行う職員	乙種特定海域運航責任者
	(略)	(略)
特定海域航行船舶の甲板部の当直を行う職員 (一等航海士及び運航士(四号職務)を除く)	乙種特定海域運航責任者	(略)

(特定海域運航責任者の認定等)

第七十七条の十一 地方運輸局の事務所の長は、第十五号表上欄に掲げる特定海域運航責任者の資格の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する船員条約の締約国が発給した条約に適合する海域の特性に応じた運航に関する資格証明書(次項及び第七十七条の十二第一項において「締約国特定海域運航責任者資格証明書」という。)を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第百十七条の四第二項の規定による認定を行う。

② 前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳並びに認定を受けようとする資格に係る第十五号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類又は締約国特定海域運航責任者資格証明書及び前項の国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類を提示して、

一 船員手帳

二 認定を受けようとする資格に係る第十五号表下欄に掲げる要件に適合することを証する書類又は締約国特定海域運航責任者資格証明書及び前項の国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類

三 自己の写真（特定海域運航責任者適任証書の交付を受けようとする者に限る。）

③ 法第一百七十七条の四第二項の規定による証印の様式は第二十二号の七書式、特定海域運航責任者適任証書の様式は第二十二号の七の二書式による。

④ 特定海域運航責任者適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、又はこれを失い、若しくは毀損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、第二十二号の七の三書式による申請書に船員手帳及び自己の写真を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

（認定の有効期間等）

第七十七条の十二（略）

② 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、第二十二号の八書式による申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができる。

一 船員手帳

二 次項各号又は第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合すること

第二十二号の六書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

③ 法第一百七十七条の四第二項の規定による証印の様式は、第二十二号の七書式による。

（新設）

（認定の有効期間等）

第七十七条の十二（略）

② 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、当該有効期間が満了する日前六月以内（以下この項において「更新申請期間」という。）に、船員手帳及び第三項各号又は第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合することを証する書類を提示して、第二十二号の八書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。ただし、更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在することその他のやむを得ない事由により当該期間にその提出をすることができないときは、当該期間前にその提出をすることができる。

（新設）

（新設）

を証する書類

三 自己の写真（特定海域運航責任者適任証書の交付を受けている者に限る。）

③～⑤（略）

⑥ 地方運輸局の事務所の長は、第三項又は第四項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の十一第一項の認定がなお効力を有する旨の証印をし、又は新たに特定海域運航責任者適任証書を交付する。

⑦（略）

（権限の委任）

第七十八条の三の二（略）

② 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第七十七条の二第三項（法第七十七条の三第三項及び第七十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による証印又は航海当直部員適任証書、危険物等取扱責任者適任証書若しくは特定海域運航責任者適任証書（以下この項において「適任証書」と総称する。）の交付の拒否及び法第七十七条の二第四項（法第七十七条の三第三項及び第七十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による証印の抹消又は適任証書の返納の命令は、地方運輸局長に行わせる。

③～⑤（略）

（手数料）

第七十九条 次に掲げる証明を申請する者は、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）に対して第一号又は第二号に掲げる証明を申請する場合を除き、証明書一通につき、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一～三（略）

（新設）

③～⑤（略）

⑥ 地方運輸局の事務所の長は、第三項又は第四項の規定による有効期間の更新を受けた者に対し、その者の船員手帳に第七十七条の十一第一項の認定がなお効力を有する旨の証印をする。

⑦（略）

（権限の委任）

第七十八条の三の二（略）

② 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第七十七条の二第三項（法第七十七条の三第三項及び第七十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による証印の拒否及び法第七十七条の二第四項（法第七十七条の三第三項及び第七十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による証印の抹消は、地方運輸局長に行わせる。

③～⑤（略）

（手数料）

第七十九条 次に掲げる証明を申請する者は、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）に対して第一号又は第二号に掲げる証明を申請する場合を除き、証明書一通につき、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一～三（略）

四 第三十九条第一項の規定による船員手帳等の記載事項の証明 八百七十円

② (略)

第八号表(第七十七条の二の三関係)

(略)	(略)
三 甲種甲板 ・機関部航 海当直部員	1・2 (略) 3 甲板部又は機関部の勤務に従事した期間(次号上欄に掲げる航海当直部員の資格の認定を受けて部員として勤務した期間を除く。)の二分の一の期間及び次号上欄に掲げる航海当直部員の資格の認定を受けて部員として勤務した期間が通算して四年以上あること。
(略)	(略)

備考

一・二 (略)

三 第三号3の認定を受けて部員として勤務した期間には、船員法施行規則等の一部を改正する省令(平成九年運輸省令第二号)第一条の規定による改正前の第七十七条の五第一項第一号及び第二号の確認を受けて第七十七条の二に規定する船舶において航海当直をすべき職務を有する部員として勤務した期間を含むものとする。

第十号表(第七十七条の六、第七十七条の六の二十二―第七十七条の六の二十四、第七十七条の七関係)

四 第三十九条第一項の規定による船員手帳の記載事項の証明 八百七十円

② (略)

第八号表(第七十七条の二の三関係)

(略)	(略)
三 甲種甲板 ・機関部航 海当直部員	1・2 (略) 3 甲板部又は機関部の勤務に従事した期間(次号上欄に掲げる航海当直部員の資格の認定を受けた旨の証印を受けて部員として勤務した期間を除く。)の二分の一の期間及び次号上欄に掲げる航海当直部員の資格の認定を受けた旨の証印を受けて部員として勤務した期間が通算して四年以上あること。
(略)	(略)

備考

一・二 (略)

三 第三号3の証印を受けて部員として勤務した期間には、船員法施行規則等の一部を改正する省令(平成九年運輸省令第二号)第一条の規定による改正前の第七十七条の五第一項第一号及び第二号の確認を受けて第七十七条の二に規定する船舶において航海当直をすべき職務を有する部員として勤務した期間を含むものとする。

第十号表(第七十七条の六、第七十七条の六の二十二―第七十七条の六の二十四、第七十七条の七関係)

<p>一 甲種特定 海域運航責 任者</p>	<p>1 乙種特定海域運航責任者の資格の認定を受けていること。 2・3 (略)</p>	<p>二 乙種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)</p>	<p>申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1 (略) 2 甲種危険物等取扱責任者(液化ガス)又は乙種危険物等取扱責任者(液化ガス)の資格の認定を受けていること。</p>	<p>一 甲種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)</p>	<p>申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1 次の(1)から(4)までに適合すること。 (1) 乙種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の資格の認定を受けていること。 (2) (略) 2 次の(1)から(4)までに適合すること。 (1) 乙種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の資格の認定を受けていること。 (2) (略) (3) (略) (4) (略)</p>
--------------------------------	---	------------------------------	--	------------------------------	--

第十五号表(第七十七条の十一、第七十七条の十一の二―第七十七条の十一の四、第七十七条の十二関係)

<p>一 甲種特定 海域運航責 任者</p>	<p>1 乙種特定海域運航責任者の資格の認定をした旨の証印を受けていること。 2・3 (略)</p>	<p>二 乙種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)</p>	<p>申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1 (略) 2 甲種危険物等取扱責任者(液化ガス)又は乙種危険物等取扱責任者(液化ガス)の資格の認定をした旨の証印を受けていること。</p>	<p>一 甲種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)</p>	<p>申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1 次の(1)から(4)までに適合すること。 (1) 乙種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の資格の認定をした旨の証印を受けていること。 (2) (略) 2 次の(1)から(4)までに適合すること。 (1) 乙種危険物等取扱責任者(低引火点燃料)の資格の認定をした旨の証印を受けていること。 (2) (略) (3) (略) (4) (略)</p>
--------------------------------	--	------------------------------	---	------------------------------	--

第十五号表(第七十七条の十一、第七十七条の十一の二―第七十七条の十一の四、第七十七条の十二関係)

(略)

(略)

(略)

(略)

記載心得

- 1 本簿欄には、外国人にあつては、国籍を記載すること。
- 2 年齢18年以上の船員については、年齢18年に達する日欄に斜線を引くこと。
- 3 国際トン数証書又は国際トン数簿認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 4 職務欄には、「一等航海士」、「操機手」等と記載し、同一職名の船舶職員が2名以上乗り組むときは、その順位（「首席」、「次席」等）を付記すること。また、通信士については、無線電信又は無線電話の別を付記すること。
衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者若しくは衛生担当者に選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物取扱責任者については、その旨（救命艇手のうち限定救命艇手である者については、その旨）を記載すること。
- 5 本邦外の地域へ赴く航海に従事する船舶に乗り組む船員については、船名及び職務（衛生管理者、救命艇手、安全担当者、消火作業指揮者、衛生担当者、船舶料理士、航海当直部員及び危険物取扱責任者を除く。）に英訳を付すること。
- 6 区分欄には、雇入、雇止、更新又は変更の別を記載すること。雇止、更新又は変更の場合にあつては、雇入時に交付した書面又はその写しに追記すること。
- 7 船舶所有者、船員又は船舶の情報の記載事項に変更があつたときは、変更前の記載事項を読み得るように抹消して訂正し、その箇所に変更年月日を付記すること。また、船名、船舶の用途、総トン数、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、主機の種類若しくは出力、職務又は雇入期間の変更については、変更内容を備考欄に記載すること。
- 8 妊娠中の船員については、その旨（「妊娠中、何年何月何日申出」、「産後、何年何月何日出産」等）を備考欄に記載すること。
- 9 船長は、船舶所有者が、船員が下船する際に雇入契約の終了の届出をすることができないときは、その事由及び自らの氏名を備考欄に記載すること。
- 10 備考欄には、上記のほか、船員が希望したときは、給料その他の労働条件、雇止事由等を記載すること。

How to enter

- 1 Write the nationality in the column "Nationality" in the case of a foreigner.
- 2 For a seafarer 18 or more years of age, a slash shall be drawn in the column of "Date When the Age Will Reach 18 Years Old".
- 3 In case of a Japanese ship which has an international tonnage certificate or a tonnage certificate, international gross tonnage shall be added in the column of "Gross Tonnage".
- 4 In the column of "Position", "Chief mate" or "Oiler", etc., shall be entered, and when two or more officers are aboard in the same position, the order ("The head", "The next", etc.) shall be added in front of their position. In the case of a radio operator, the difference between radiotelegraph and radiotelephony shall be added. In the case of a health supervisor, lifeboatman (or person with designated inflatable liferaft), safety manager, fire-fighting leader, health manager, ship's cook, rating forming part of a navigational watch/an engine-room watch or person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances, such positions shall be entered.
- 5 For the seafarer boarding a ship engaged on an international voyage, if the seafarer's language is not English, the "Name of Ship" and "Position" (excluding health supervisor, lifeboatman, safety manager, fire-fighting leader, health manager, ship's cook, rating forming part of a navigational watch/an engine-room watch or person assigned with responsibilities for handling dangerous and other substances) shall include a translation into English.
- 6 In the column of "Distinction", indicate whether it is engagement, termination, renewal, or amendment. For termination, renewal, or amendment, make an additional entry on the document or a copy thereof that was issued at the time of engagement.
- 7 When there is a change in the particulars of the shipowner, seafarer, or ship, the previous entry shall be crossed out and the change shall be entered, together with the date of the change. For changes to the name of ship, type of ship, gross tonnage, navigation area, fishing restriction, fishing area, type or power of main propulsion machinery, position, or period of the articles of agreement, the details of the change shall be noted in the remarks column.
- 8 For the pregnant seafarer, the event (ex. "Pregnant, notified on dd/mm/yyyy", "After childbirth, delivered on dd/mm/yyyy", etc.) shall be entered in the column of "Remarks".
- 9 In case the shipowner cannot submit the notification of termination of the employment contract when the seafarer disembarks, the master shall enter the reason and his own name in the column of "Remarks".
- 10 In the column of "Remarks", when the holder of this pocket ledger requests, wages and other labor conditions or reasons for the termination of the articles of agreement, etc., can be entered.

取 入 印 紙	船員手帳等記載事項証明申請書	年 月 日
地方運輸局長 運輸監理部長	殿	
	申請者氏名	
	現住所	
別紙の船員手帳等記載事項について証明を受けたいので、船員法施行規則第39条の規定により申請します。		
	記	
1 船員手帳の番号		
2 証明書の通数		通
3 証明書の用途		

第十六号の二書式を次のように改める。

(二)

船員手帳等記載事項証明書							
氏 名		年 月 日生					
本 籍							
船員手帳の番号							
区別	年月日	船 名	総トン数	主機の種類 及び出力	航行区域又は従 業制限及び従業 区域	船舶の 用途	職務
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			
				キロワット			

記載心得

- 1 船員手帳の第三表に旧姓が併記されている場合は、本様式の第一表の申請者氏名欄及び第二表の氏名欄に当該旧姓と同一の旧姓を併記すること。
- 2 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載することができる。
- 3 証明を受けようとする事項について、日付順に記載すること。
- 4 区別欄には、雇入(就職)、雇止(退職)又は変更の別を記載すること。
- 5 船名、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限若しくは従業区域、船舶の用途又は職務に変更があるときは、必ず、該当欄に変更後の事項を記載し、変更にならない事項の欄に斜線を引くこと。
- 6 雇止(退職)の記載をするときは、船名欄、総トン数欄、主機の種類及び出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄、船舶の用途欄及び職務欄は、斜線を引くこと。
- 7 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。

航海当直部員資格認定申請書

（西暦） 年 月 日

殿

航海当直部員の資格の認定を受けたいので、船員法施行規則第77条の2の3第2項の規定により申請します。

1. 認定の区分

<input type="checkbox"/> 証印	<input type="checkbox"/> 航海当直部員適任証書
-----------------------------	-------------------------------------

2. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
(ローマ字)	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
	旧 姓	
	(ローマ字)	
生 年 月 日	年 月 日	
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住 所		
国 籍		
本籍 (ローマ字)		
電 話 番 号		
E-mail アドレス	@	

3. 認定を受けようとする資格の区分

<input type="checkbox"/> 甲板部航海当直部員	<input type="checkbox"/> 機関部航海当直部員
<input type="checkbox"/> 甲種甲板・機関部航海当直部員	<input type="checkbox"/> 乙種甲板・機関部航海当直部員

4. 能力証明書の種別

<input type="checkbox"/> 乗船履歴を証明する書類	<input type="checkbox"/> 登録船舶職員養成施設の課程の修了を証する書類
<input type="checkbox"/> その他 ()	

5. 申請者の署名 (Signature)

第二十二号書式を次のように改める。

記載心得

- 1 申請者情報は、次のイからニまでの規定に従って記載すること。
 - イ ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせるができる。
 - ロ 申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。
 - ハ 旧姓欄には、認定の区分において、「航海当直部員適任証書」にレ点を付した場合であつて、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。
 - ニ 本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。
- 2 認定を受けようとする資格の区分は、該当するものにレ点を付すこと。
- 3 能力証明書の種別は、該当するものにレ点を付し、その証明書を添付すること。
- 4 申請者の署名は、自筆によること。
- 5 船員法第 83 条の健康証明書の写しを添付すること。

航海当直部員適任証書
Certificate of Proficiency as Rating Forming Part of a Watch

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に基づく証明書
Certificate Issued under the Provisions of the International Convention on Standards of Training, Certification and
Watchkeeping for Seafarers, 1978, as amended

日本政府は次のとおり証明する。
The Government of Japan certifies the following:

証明書の種類		
Proficiency as		
Comply with		of the STCW Convention, as amended
Limitations applying (IF ANY)		
証書番号 Certificate No.		
交付年月日 Issued on		

船員ID/Mariner's ID

姓/Surname

(旧姓/Former surname)

名/Given name

生年月日/Date of birth

性別/Sex

国籍/Nationality

本籍/Registered



署名/Signature

第二十二号の二の二書式の次に次の二書式を加える。

航海当直部員適任証書再交付申請書

（西暦） 年 月 日

殿

航海当直部員適任証書の再交付を受けたいので、船員法施行規則第77条の2の3第4項の規定により申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
	旧 姓	
	（ローマ字）	
生 年 月 日	年 月 日	
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住 所		
国 籍		
本籍（ローマ字）		
電 話 番 号		
E-mail アドレス	@	

2. 再交付を受けようとする事由

<input type="checkbox"/> 氏名の変更	<input type="checkbox"/> 国籍又は本籍の変更
<input type="checkbox"/> 写真の変更	<input type="checkbox"/> その他（ ）

3. 航海当直部員適任証書の番号

4. 申請者の署名（Signature）

記載心得

- 1 申請者情報は、次のイからニまでの規定に従って記載すること。
 - イ ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせるができる。
 - ロ 申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。
 - ハ 旧姓欄には、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。
 - ニ 本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。
- 2 再交付を受けようとする事由は、該当するものにレ点を付すこと。なお、「その他」にレ点を付す場合は、その事由を記載すること。
- 3 航海当直部員適任証書の番号は、現に有している航海当直部員適任証書の番号を記載すること。
- 4 申請者の署名は、自筆によること。

危険物等取扱責任者資格認定申請書

（西暦） 年 月 日

殿

危険物等取扱責任者の資格の認定を受けたいので、船員法施行規則第77条の6第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

1. 認定の区分

<input type="checkbox"/> 証印	<input type="checkbox"/> 危険物等取扱責任者適任証書
-----------------------------	--

2. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
旧姓		
（ローマ字）		
生年月日	年 月 日	
性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

3. 認定を受けようとする資格の区分

<input type="checkbox"/> 甲種（石油）	<input type="checkbox"/> 甲種（液体化学薬品）
<input type="checkbox"/> 甲種（液化ガス）	<input type="checkbox"/> 甲種（低引火点燃料）
<input type="checkbox"/> 乙種（石油・液体化学薬品）	<input type="checkbox"/> 乙種（液化ガス）
<input type="checkbox"/> 乙種（低引火点燃料）	

4. 能力証明書の種別

<input type="checkbox"/> 乗船履歴を証明する書類	<input type="checkbox"/> 登録講習実施機関の講習の課程の修了を証する書類
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程の修了を証する書類	<input type="checkbox"/> 締約国危険物等取扱責任者資格証明書及び国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類
<input type="checkbox"/> その他（ ）	

5. 申請者の署名（Signature）

第二十二号の三書式を次のように改める。

記載心得

- 1 申請者情報は、次のイからニまでの規定に従って記載すること。
 - イ ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせるができる。
 - ロ 申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。
 - ハ 旧姓欄には、認定の区分において、「危険物等取扱責任者適任証書」にレ点を付した場合であつて、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。
 - ニ 本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。
- 2 認定を受けようとする資格の区分は、該当するものにレ点を付すこと。
- 3 能力証明書の種別は、該当するものにレ点を付し、その証明書を添付すること。
- 4 申請者の署名は、自筆によること。

危険物等取扱責任者適任証書

Certificate of Proficiency as Person Responsible for Handling Dangerous and Other Substances

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に基づく証明書
Certificate Issued under the Provisions of the International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978, as amended

日本政府は次のとおり証明する。
The Government of Japan certifies the following:

証明書の種類			
Proficiency as			
Comply with		of the STCW Convention, as amended	
Limitations applying (IF ANY)			
証書番号 Certificate No.			
交付年月日 Issued on		有効期間 Valid until	

船員ID/Mariner's ID

姓/Surname

(旧姓/Former surname)

名/Given name

生年月日/Date of birth

性別/Sex

国籍/Nationality

本籍/Registered



署名/Signature

危険物等取扱責任者適任証書再交付申請書

（西暦） 年 月 日

殿

危険物等取扱責任者適任証書の再交付を受けたいので、船員法施行規則第77条の6第5項の規定により申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
	旧 姓	
	（ローマ字）	
生 年 月 日	年 月 日	
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住 所		
国 籍		
本籍（ローマ字）		
電 話 番 号		
E-mail アドレス	@	

2. 再交付を受けようとする事由

<input type="checkbox"/> 氏名の変更	<input type="checkbox"/> 国籍又は本籍の変更
<input type="checkbox"/> その他（ ）	

3. 危険物等取扱責任者適任証書の番号

4. 申請者の署名 (Signature)

記載心得

- 1 申請者情報は、次のイからニまでの規定に従って記載すること。
 - イ ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせるができる。
 - ロ 申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。
 - ハ 旧姓欄には、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。
 - ニ 本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。
- 2 再交付を受けようとする事由は、該当するものにレ点を付すこと。なお、「その他」にレ点を付す場合は、その事由を記載すること。
- 3 危険物等取扱責任者適任証書の番号は、現に有している危険物等取扱責任者適任証書の番号を記載すること。
- 4 申請者の署名は、自筆によること。

危険物等取扱責任者資格認定更新申請書

（西暦） 年 月 日

殿

危険物等取扱責任者の資格の認定の更新を受けたいので、船員法施行規則第77条の7第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

1. 認定の更新の区分

<input type="checkbox"/> 証印	<input type="checkbox"/> 危険物等取扱責任者適任証書
-----------------------------	--

2. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
(ローマ字)	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
	旧 姓	
	(ローマ字)	
生 年 月 日	年 月 日	
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住 所		
国 籍		
本籍 (ローマ字)		
電 話 番 号		
E-mail アドレス	@	

3. 認定の更新を受けようとする資格の区分

<input type="checkbox"/> 甲種 (石油)	<input type="checkbox"/> 甲種 (液体化学薬品)
<input type="checkbox"/> 甲種 (液化ガス)	<input type="checkbox"/> 甲種 (低引火点燃料)
<input type="checkbox"/> 乙種 (石油・液体化学薬品)	<input type="checkbox"/> 乙種 (液化ガス)
<input type="checkbox"/> 乙種 (低引火点燃料)	

4. 能力証明書の種別

<input type="checkbox"/> 乗船履歴を証明する書類	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程の修了を証する書類
<input type="checkbox"/> その他 ()	

5. 証印又は危険物等取扱責任者適任証書の番号

6. 申請者の署名 (Signature)

第二十二号の五書式及び第二十二号の六書式を次のように改める。

記載心得

- 1 申請者情報は、次のイからニまでの規定に従って記載すること。
 - イ ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせるができる。
 - ロ 申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。
 - ハ 旧姓欄には、認定の更新の区分において、「危険物等取扱責任者適任証書」にレ点を付した場合であつて、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。
 - ニ 本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。
- 2 認定の更新を受けようとする資格の区分は、該当するものにレ点を付すこと。
- 3 能力証明書の種別は、該当するものにレ点を付し、その証明書を添付すること。
- 4 証印又は危険物等取扱責任者適任証書の番号は、現に受けている証印又は現に有している危険物等取扱責任者適任証書の番号を記載すること。
- 5 申請者の署名は、自筆によること。

特定海域運航責任者資格認定申請書

（西暦） 年 月 日

殿

特定海域運航責任者の資格の認定を受けたいので、船員法施行規則第77条の11第2項の規定により申請します。

1. 認定の区分

<input type="checkbox"/> 証印	<input type="checkbox"/> 特定海域運航責任者適任証書
-----------------------------	--

2. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
(ローマ字)	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
	旧 姓	
	(ローマ字)	
生年月日	年 月 日	
性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住所		
国籍		
本籍(ローマ字)		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

3. 認定を受けようとする資格の区分

<input type="checkbox"/> 甲種	<input type="checkbox"/> 乙種
-----------------------------	-----------------------------

4. 能力証明書の種別

<input type="checkbox"/> 乗船履歴を証明する書類	<input type="checkbox"/> 登録講習実施機関の講習の課程の修了を証する書類
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程の修了を証する書類	<input type="checkbox"/> 締約国特定海域運航責任者資格証明書及び国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類
<input type="checkbox"/> その他 ()	

5. 申請者の署名 (Signature)

記載心得

- 1 申請者情報は、次のイからニまでの規定に従って記載すること。
 - イ ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせるができる。
 - ロ 申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。
 - ハ 旧姓欄には、認定の区分において、「特定海域運航責任者適任証書」にレ点を付した場合であつて、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。
 - ニ 本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。
- 2 認定を受けようとする資格の区分は、該当するものにレ点を付すこと。なお、「甲種」にレ点を付し、かつ、現に「乙種」の特定海域運航責任者適任証書を有している場合は、その特定海域運航責任者適任証書を添付すること。
- 3 能力証明書の種別は、該当するものにレ点を付し、その証明書を添付すること。
- 4 申請者の署名は、自筆によること。

特定海域運航責任者適任証書

Certificate of Proficiency as Person Responsible for the Ship Operation in the Specific Sea Areas

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に基づく証明書
Certificate Issued under the Provisions of the International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978, as amended

日本政府は次のとおり証明する。
The Government of Japan certifies the following:

証明書の種類			
Proficiency as			
Comply with		of the STCW Convention, as amended	
Limitations applying (IF ANY)			
証書番号 Certificate No.			
交付年月日 Issued on		有効期間 Valid until	

船員ID/Mariner's ID

姓/Surname

(旧姓/Former surname)

名/Given name

生年月日/Date of birth

性別/Sex

国籍/Nationality

本籍/Registered



署名/Signature

第二十二号の七書式の次に次の二書式を加える。

特定海域運航責任者適任証書再交付申請書

（西暦） 年 月 日

殿

特定海域運航責任者適任証書の再交付を受けたいので、船員法施行規則第77条の11第4項の規定により申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
	旧 姓	
	（ローマ字）	
生 年 月 日	年 月 日	
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住 所		
国 籍		
本籍（ローマ字）		
電 話 番 号		
E mail アドレス	@	

2. 再交付を受けようとする事由

<input type="checkbox"/> 氏名の変更	<input type="checkbox"/> 国籍又は本籍の変更
<input type="checkbox"/> その他（ ）	

3. 特定海域運航責任者適任証書の番号

4. 申請者の署名（Signature）

記載心得

- 1 申請者情報は、次のイからニまでの規定に従って記載すること。
 - イ ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、捺券の表記に合わせるができる。
 - ロ 申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。
 - ハ 旧姓欄には、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。
 - ニ 本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。
- 2 再交付を受けようとする事由は、該当するものにレ点を付すこと。なお、「その他」にレ点を付す場合は、その事由を記載すること。
- 3 特定海域運航責任者適任証書の番号は、現に有している特定海域運航責任者適任証書の番号を記載すること。
- 4 申請者の署名は、自筆によること。

特定海域運航責任者資格認定更新申請書

（西暦） 年 月 日

殿

特定海域運航責任者の資格の認定の更新を受けたいので、船員法施行規則第77条の12第2項の規定により申請します。

1. 認定の更新の区分

<input type="checkbox"/> 証印	<input type="checkbox"/> 特定海域運航責任者適任証書
-----------------------------	--

2. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
(ローマ字)	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
	旧 姓	
	(ローマ字)	
生 年 月 日	年 月 日	
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住 所		
国 籍		
本籍 (ローマ字)		
電 話 番 号		
E-mail アドレス	@	

3. 認定の更新を受けようとする資格の区分

<input type="checkbox"/> 甲種	<input type="checkbox"/> 乙種
-----------------------------	-----------------------------

4. 能力証明書の種別

<input type="checkbox"/> 乗船履歴を証明する書類	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程の修了を証する書類
<input type="checkbox"/> その他()	

5. 証印又は特定海域運航責任者適任証書の番号

6. 申請者の署名 (Signature)

第二十二号の八書式を次のように改める。

記載心得

- 1 申請者情報は、次のイからニまでの規定に従って記載すること。
 - イ ローマ字欄には、ヘボン式ローマ字により表記すること。ただし、氏名については、旅券の表記に合わせることができる。
 - ロ 申請者氏名欄（旧姓併記を希望する場合は、旧姓欄を含む。）には、外国人にあつては、（ローマ字）欄のみ記載すること。
 - ハ 旧姓欄には、認定の更新の区分において、「特定海域運航責任者適任証書」にレ点を付した場合であつて、「旧姓併記を希望する」にレ点を付した場合にのみ記載すること。
 - ニ 本籍欄には、日本国内の都道府県を記載すること。なお、外国人にあつては、本籍欄は記載せず、国籍欄のみ記載すること。
- 2 認定の更新を受けようとする資格の区分は、該当するものにレ点を付すこと。
- 3 能力証明書の種別は、該当するものにレ点を付し、その証明書を添付すること。
- 4 証印又は特定海域運航責任者適任証書の番号は、現に受けている証印又は現に有している特定海域運航責任者適任証書の番号を記載すること。
- 5 申請者の署名は、自筆によること。

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正）

第二条 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

第十三条 衛生管理者の資格の認定を受けようとする者は、第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 船員手帳（船員手帳を添付できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書）
- 二 前条各号のいずれかに該当することを証する書類
- 三 申請の日前六月以内に撮影した自己の写真（単独、無帽、正面のもの。）

第十五条 衛生管理者適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、若しくはその写真が本人であることを認め難くなつた場合又はこれを失い、若しくは毀損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、第三号様式による申請書に第十三条第一号及び第三号に掲げる書類を添付して、最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。

(削る)

(権限の委任)

第二十二条 この省令で地方運輸局長が法第八十二条ただし書又は第八十二条の二第二項ただし書若しくは第三項に規定する国土交通大臣の

改正前

第十三条 衛生管理者の資格の認定を受けようとする者は、前条各号のいずれかに該当することを証する書類を提示し、かつ、第一号様式による申請書に戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書及び認定に必要な船舶に乗り組んで船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有することを証する書類を添付して、国土交通大臣に申請しなければならない。

第十五条 衛生管理者適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、又はこれを失い、若しくはき損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、再交付を必要とする事由及び衛生管理者適任証書の番号を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2||

前項の申請をしようとする者は、衛生管理者適任証書を失つた場合を除き、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

(権限の委任)

第二十二条 この省令で地方運輸局長が法第八十二条及び第八十二条の二第二項に規定する国土交通大臣の権限を行うことを定めている場合

権限を行うことを定めている場合は、法第二百二十一条の四第一項の規定に基づいて国土交通大臣の権限が当該地方運輸局長に委任されたものとする。

は、法第二百二十一条の四第一項の規定に基づいて国土交通大臣の権限が当該地方運輸局長に委任されたものとする。

衛生管理者資格認定申請書

（西暦） 年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

衛生管理者の資格の認定を受けたいので、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第13条の規定により申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
(ローマ字)	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
		旧 姓
		(ローマ字)
生年月日	年 月 日	
性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住所		
国籍		
本籍(ローマ字)		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

2. 身分証明書の種類

<input type="checkbox"/> 船員手帳	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> その他()	

3. 能力証明の区分

<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師、薬剤師又は獣医師
<input type="checkbox"/> 保健師、助産師、看護師又は准看護師	<input type="checkbox"/> 医学士、歯学士、薬学士又は衛生看護学士
<input type="checkbox"/> 医学、歯学その他の保健衛生に関する旧専門学校令に基づく旧専門学校卒業生	<input type="checkbox"/> 外国で医師免許を得た者
<input type="checkbox"/> 労働安全衛生法の規定による衛生管理者の資格を有する者で、2年以上船内の衛生管理に関する業務に従事した経験を有するもの	<input type="checkbox"/> 登録講習を修了した者
<input type="checkbox"/> その他同等以上の能力を有する者()	

4. 申請者の署名 (Signature)

収入印紙貼付欄

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

衛生管理者適任証書 Certificate of Proficiency as Health Supervisor

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に基づく証明書
Certificate Issued under the Provisions of the International Convention on Standards of Training, Certification and
Watchkeeping for Seafarers, 1978, as amended

日本政府は次のとおり証明する。
The Government of Japan certifies the following:

証明書の種類		
Proficiency as		
Comply with		of the STCW Convention, as amended
Limitations applying (IF ANY)		
証書番号 Certificate No.		
交付年月日 Issued on		

船員ID/Mariner's ID

姓/Surname

(旧姓/Former surname)

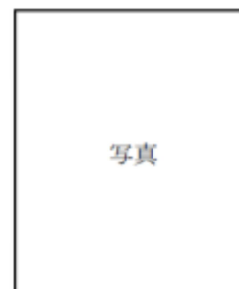
名/Given name

生年月日/Date of birth

性別/Sex

国籍/Nationality

本籍/Registered



署名/Signature

衛生管理者適任証書再交付申請書

（西暦） 年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

衛生管理者適任証書の再交付を受けたいので、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第15条の規定により申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
(ローマ字)	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
旧 姓		
(ローマ字)		
生 年 月 日	年 月 日	
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住 所		
国 籍		
本籍 (ローマ字)		
電 話 番 号		
E mail アドレス	@	

2. 再交付を受けようとする事由

<input type="checkbox"/> 氏名の変更	<input type="checkbox"/> 国籍又は本籍の変更
<input type="checkbox"/> 写真の変更	<input type="checkbox"/> その他 ()

3. 身分証明書の種類

<input type="checkbox"/> 船員手帳	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> その他 ()	

4. 衛生管理者適任証書の番号

5. 申請者の署名 (Signature)

収入印紙貼付欄

第二号様式の次に次の一様式を加える。

（救命艇手規則の一部改正）

第三条 救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

第五条 救命艇手試験の受験を申請しようとする者は、第三条第一号の試験の受験の申請にあつては第一号様式、同条第二号の試験の受験の申請にあつては第二号様式による申請書に、船員手帳及び申請の日前六月以内に撮影した自己の写真（単独、無帽、正面のもの。第八条第一項第三号において「自己の写真」という。）を添付して、最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。ただし、船員手帳を添付できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等。第八条第一項第一号において同じ。）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（同号において「在留カード」という。）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（同号において「特別永住者証明書」という。）並びに前条第二号及び第三号の要件に適合することを証する書類を申請書に添付するものとする。

2
(略)

第八条 救命艇手の資格の認定を申請しようとする者は、限定救命艇手以外の救命艇手に関するものにあつては第三号様式、限定救命艇手に関するものにあつては第四号様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。

一 船員手帳（船員手帳を添付できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍の記載のある住民票の写し、旅券、在留カード又は特別永住者証明書並びに前条第二号及び第三号の要件に適合することを証する書類）

改正前

第五条 救命艇手試験の受験を申請しようとする者は、船員手帳を提示して、第三条第一号の試験の受験の申請にあつては第一号様式、同条第二号の試験の受験の申請にあつては第二号様式による申請書を最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。ただし、船員手帳を提示できないときは、戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書並びに前条第二号及び第三号の要件に適合することを証する書類を申請書に添付するものとする。

2
(略)

第八条 救命艇手の資格の認定を申請しようとする者は、船員手帳及び前条第四号の要件に適合することを証する書類を提示して、第三号様式（限定救命艇手の資格の認定の申請にあつては、第四号様式）による申請書を最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。ただし、船員手帳を提示できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令

二 前条第四号の要件に適合することを証する書類

三 自己の写真

2 前項の場合において、船員手帳により前条第三号の要件に適合することを証することができないときは、これを証する書類を申請書に添付しなければならない。

第十条 救命艇手適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、若しくはその写真が本人であることを認め難くなつた場合又はこれを失い、若しくは毀損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、限定救命艇手以外の救命艇手に関するものにあつては第七号様式、限定救命艇手に関するものにあつては第八号様式による申請書に、第八条第一項第一号及び第三号に掲げる書類（第七条第二号及び第三号の要件に適合することを証する書類を除く。）を添付して、最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。

(削る)

第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書並びに前条第二号及び第三号の要件に適合することを証する書類を添付するものとする。

2 前項の場合において、船員手帳により前条第三号の要件に適合することを証することができないときは、これを証する書類を申請書に添付しなければならない。

第十条 救命艇手適任証書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、又はこれを失い、若しくはき損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、再交付を必要とする事由及び救命艇手適任証書の番号を記載した申請書を最寄りの地方運輸局長に提出しなければならない。

2|| 前項の申請をしようとする者は、救命艇手適任証書を失つた場合を除き、これを当該地方運輸局長に返納しなければならない。

救命艇手試験受験申請書

（西暦） 年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

救命艇手規則第3条第1号の試験を受けたいので、同令第5条の規定により申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名 (ローマ字)	姓: Surname :	名: Given name :
	<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する	
	旧 姓 (ローマ字)	
生 年 月 日	年 月 日	
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住 所		
国 籍		
本籍 (ローマ字)		
電 話 番 号		
E mail アドレス	@	

2. 身分証明書の種類

<input type="checkbox"/> 船員手帳	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> その他 ()	

3. 試験番号

収入印紙貼付欄

第一号様式から第六号様式までを次のように改める。

限定救命艇手試験受験申請書

（西暦） 年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

救命艇手規則第3条第2号の試験を受けたいので、同令第5条の規定により申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
	旧 姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年 月 日	
性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E mail アドレス	@	

2. 身分証明書の種類

<input type="checkbox"/> 船員手帳	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> その他（ ）	

3. 試験番号

収入印紙貼付欄

救命艇手資格認定申請書

（西暦） 年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

救命艇手適任証書の資格の認定を受けたいので、救命艇手規則第8条の規定により申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
(ローマ字)	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
	旧 姓	
	(ローマ字)	
生 年 月 日	年 月 日	
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住 所		
国 籍		
本籍 (ローマ字)		
電 話 番 号		
E mail アドレス	@	

2. 身分証明書の種類

<input type="checkbox"/> 船員手帳	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> その他 ()	

3. 能力証明の区分

<input type="checkbox"/> 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校の後期課程において、救命艇の操作に関する教科課程を修めて卒業した者（当該教科課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	<input type="checkbox"/> 海技大学校、独立行政法人海技大学校、海員学校、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技教育機構、海上保安大学校、海上保安学校、水産大学校、独立行政法人水産大学校又は国立研究開発法人水産研究・教育機構を卒業した者
<input type="checkbox"/> 海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）又は海技士（電子通信）の資格に係る海技士	<input type="checkbox"/> その他同等以上の能力を有する者 ()

4. 申請者の署名 (Signature)

収入印紙貼付欄

限定救命艇手資格認定申請書

（西暦） 年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

限定救命艇手適任証書の資格の認定を受けたいので、救命艇手規則第8条の規定により申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
(ローマ字)	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
		旧 姓
		(ローマ字)
生年月日	年 月 日	
性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住所		
国籍		
本籍(ローマ字)		
電話番号		
E mail アドレス	@	

2. 身分証明書の種類

<input type="checkbox"/> 船員手帳	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> その他 ()	

3. 能力証明の区分

<input type="checkbox"/> 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校の後期課程において、救命艇の操作に関する教科課程を修めて卒業した者（当該教科課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	<input type="checkbox"/> 海技大学校、独立行政法人海技大学校、海員学校、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技教育機構、海上保安大学校、海上保安学校、水産大学校、独立行政法人水産大学校又は国立研究開発法人水産研究・教育機構を卒業した者
<input type="checkbox"/> 海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）又は海技士（電子通信）の資格に係る海技士	<input type="checkbox"/> 登録講習を修了した者
<input type="checkbox"/> その他同等以上の能力を有する者 ()	

4. 申請者の署名 (Signature)

収入印紙貼付欄

救命艇手適任証書 Certificate of Proficiency as Lifeboatman

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に基づく証明書
Certificate Issued under the Provisions of the International Convention on Standards of Training, Certification and
Watchkeeping for Seafarers, 1978, as amended

日本政府は次のとおり証明する。
The Government of Japan certifies the following:

証明書の種類		
Proficiency as		
Comply with		of the STCW Convention, as amended
Limitations applying (IF ANY)		
証書番号 Certificate No.		
交付年月日 Issued on		

船員ID/Mariner's ID

姓/Surname

(旧姓/Former surname)

名/Given name

生年月日/Date of birth

性別/Sex

国籍/Nationality

本籍/Registered



署名/Signature

限定救命艇手適任証書

Certificate of Proficiency as Person Designated for Inflatable Liferaft Operation

1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約に基づく証明書
Certificate Issued under the Provisions of the International Convention on Standards of Training, Certification and
Watchkeeping for Seafarers, 1978, as amended

日本政府は次のとおり証明する。
The Government of Japan certifies the following:

証明書の種類		
Proficiency as		
Comply with		of the STCW Convention, as amended
Limitations applying (IF ANY)		
証書番号 Certificate No.		
交付年月日 Issued on		

船員ID/Mariner's ID

姓/Surname

(旧姓/Former surname)

名/Given name

生年月日/Date of birth

性別/Sex

国籍/Nationality

本籍/Registered



署名/Signature

救命艇手適任証書再交付申請書

（西暦） 年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

救命艇手適任証書の再交付を受けたいので、救命艇手規則第10条の規定により申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
旧 姓		
（ローマ字）		
生 年 月 日	年 月 日	
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住 所		
国 籍		
本籍（ローマ字）		
電 話 番 号		
E mail アドレス	@	

2. 再交付を受けようとする事由

<input type="checkbox"/> 氏名の変更	<input type="checkbox"/> 国籍又は本籍の変更
<input type="checkbox"/> 写真の変更	<input type="checkbox"/> その他（ ）

3. 身分証明書の種類

<input type="checkbox"/> 船員手帳	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> その他（ ）	

4. 救命艇手適任証書の番号

5. 申請者の署名（Signature）

収入印紙貼付欄

第六号様式の次に次の二様式を加える。

限定救命艇手適任証書再交付申請書

（西暦） 年 月 日

地方運輸局長 殿
運輸監理部長

限定救命艇手適任証書の再交付を受けたいので、救命艇手規則第10条の規定により申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
	旧 姓	
	（ローマ字）	
生年月日	年 月 日	
性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住所		
国籍		
本籍（ローマ字）		
電話番号		
E-mail アドレス	@	

2. 再交付を受けようとする事由

<input type="checkbox"/> 氏名の変更	<input type="checkbox"/> 国籍又は本籍の変更
<input type="checkbox"/> 写真の変更	<input type="checkbox"/> その他（ ）

3. 身分証明書の種類

<input type="checkbox"/> 船員手帳	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> その他（ ）	

4. 限定救命艇手適任証書の番号

5. 申請者の署名（Signature）

収入印紙貼付欄

（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正）

第四条 船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第四条 前条の規定により船舶料理工資格証明書の交付を申請しようとする者は、第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 船員手帳（船員手帳を添付できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書又は氏名、国籍及び生年月日を証する書類であつて権限のある機関が発行したもの）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 申請の日前六月以内に撮影した自己の写真（単独、無帽、正面のもの）</p> <p>2 （略）</p> <p>第六条 船舶料理工資格証明書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、若しくはその写真が本人であることを認め難くなつた場合又はこれを失い、若しくは毀損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、第三号様式による申請書に第四条第一項第一号及び第二号に掲げる書類を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>（削る）</p> <p>（権限の委任）</p>	<p>第四条 前条の規定により船舶料理工資格証明書の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添付又は提示して第一号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 船員手帳（船員手帳を提示できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書又は氏名、国籍及び生年月日を証する書類であつて権限のある機関が発行したもの）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>第六条 船舶料理工資格証明書を受有する者は、その記載事項に変更を生じ、又はこれを失い、若しくはき損した場合においてその再交付を申請しようとするときは、第三号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請をしようとする者は、船舶料理工資格証明書を失つた場合を除き、これを国土交通大臣に返納しなければならない。</p> <p>（經由）</p>

第二十四条 第三条の規定による交付及び第六条に規定する再交付は、
地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

第二十四条 第四条及び第六条の規定により国土交通大臣に申請をしよ
うとする者は、最寄りの地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）を
由してこれを行わなければならない。

船舶料理士資格証明書交付申請書

（西暦） 年 月 日

国土交通大臣 殿

船舶料理士資格証明書の交付を受けたいので、船内における食料の支給を行う者に関する省令第4条の規定により申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名	姓：	名：
（ローマ字）	Surname：	Given name：
		<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する
	旧 姓	
	（ローマ字）	
生 年 月 日	年 月 日	
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住 所		
国 籍		
本籍（ローマ字）		
電 話 番 号		
E mail アドレス	@	

2. 身分証明書の種類

<input type="checkbox"/> 船員手帳	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> その他（ ）	

3. 能力証明の区分

<input type="checkbox"/> 船舶料理士試験に合格した者	<input type="checkbox"/> 独立行政法人海員学校の司ちゆう・事務科を卒業した者
<input type="checkbox"/> 調理師、栄養士又は管理栄養士	<input type="checkbox"/> その他同等以上の能力を有する者（ ）

4. 申請者の署名（Signature）

収入印紙貼付欄

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

船舶料理士資格証明書
Certificate of Qualification as Ship's Cook

2006年の海上の労働に関する条約に基づく証明書
Certificate Issued under the Provisions of the Maritime Labour Convention, 2006, as amended

日本政府は次のとおり証明する。
The Government of Japan certifies the following:

証明書の種類		
Qualification as		
Comply with		of the Maritime Labour Convention, as amended
Limitations applying (IF ANY)		
証書番号 Certificate No.		
交付年月日 Issued on		

船員ID/Mariner's ID

姓/Surname

(旧姓/Former surname)

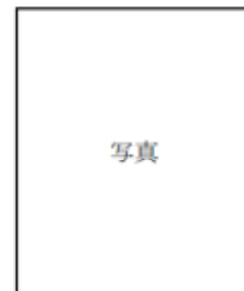
名/Given name

生年月日/Date of birth

性別/Sex

国籍/Nationality

本籍/Registered



署名/Signature

船舶料理士資格証明書再交付申請書

（西暦） 年 月 日

国土交通大臣 殿

船舶料理士資格証明書の再交付を受けたいので、船内における食料の支給を行う者に関する省令第6条の規定により申請します。

1. 申請者情報

申請者氏名 (ローマ字)	姓: Surname :	名: Given name :
	<input type="checkbox"/> 旧姓併記を希望する	
	旧 姓 (ローマ字)	
生 年 月 日	年 月 日	
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
住 所		
国 籍		
本籍 (ローマ字)		
電 話 番 号		
E-mail アドレス	@	

2. 再交付を受けようとする事由

<input type="checkbox"/> 氏名の変更	<input type="checkbox"/> 国籍又は本籍の変更
<input type="checkbox"/> 写真の変更	<input type="checkbox"/> その他 ()

3. 身分証明書の種類

<input type="checkbox"/> 船員手帳	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書
<input type="checkbox"/> 本籍の記載のある住民票の写し	<input type="checkbox"/> 旅券
<input type="checkbox"/> その他 ()	

4. 船舶料理士資格証明書の番号

5. 申請者の署名 (Signature)

収入印紙貼付欄